

# 意見書

平成14年8月

波田町児童館建設検討委員会

## 目 次

波田町児童館建設に係わる意見書	P . 1 ~
波田町児童館建設検討委員会設置要綱	P . 4 ~
検討委員会運営計画	P . 6 ~
波田町児童館建設検討委員名簿	P . 7 ~
検討事項	P . 9 ~
新規建設児童館の検討事項	P . 11 ~
委員会記録ならびに委員会資料	P . 13 ~

平成14年8月20日

波田町長 百瀬 正章 殿

波田町児童館建設検討委員会  
委員長 古畑 睦弥

### 波田町児童館建設に係わる意見書

平成14年2月22日付けで委嘱を受け、波田町児童館建設検討委員会設置要綱第4条に基づき検討した結果、下記の通り意見を提出します。

#### 記

##### 1. 検討に至る経緯

21世紀を迎え、少子・高齢・核家族化がますます進むなか、児童が引き起こす思いがけない凄惨な事件、いじめ、不登校、自殺、児童虐待など、子供たちを取り巻く社会環境も大きく変化し、新たな諸問題を抱えるようになりました。

また、本年4月から、「完全学校週五日制」が実施され、家庭での養育・教育や子供たちを地域全体で育てる意識づくりがより重要な課題となってまいりました。

これに先立ち、教育委員会では、小・中学校児童ならびに保護者に対するアンケートの実施や学校週五日制推進協議会を発足させ、完全学校週五日制実施に向けた検討を重ねてまいりました。

アンケート結果を見ますと、児童館設置を望む意見が多く、推進協議会からは児童館新設をはじめとする要望書が提出されており、さらには、青少年育成町民会議や子ども会育成会からも児童館整備に対する提案がなされております。

地域に子供たちが集まり遊べる施設や子供たちの面倒を見る人材がないことなどの現状から見しても、児童館整備に対する期待はますます大きなものとなっております。

また一方では、核家族化や夫婦共働き世帯の増加により、学童保育への需要も高まり、本年度の波田町学童クラブ登録児童数は、80名を超えておる状況にあり、来年度には100名を超えるのではないかと予想されます。

しかし、登録児童増加にともない施設が手狭となってきたことや築後10年以上経過したプレハブ施設の老朽化など、解消すべき問題をかかえており、これらの解消と「放課後児童健全育成事業」のさらなる充実が望まれているところです。

## 2. 波田町の児童館整備方針

検討委員会は、別添「検討委員会運営計画」にもとづき、視察を含め全10回開催されました。

また、より広く意見を把握するため、小学校PTA選出委員による小学校保護者へのアンケート、学童クラブ保護者会選出委員による学童クラブ保護者へのアンケート、青少年育成町民会議選出委員による梓川高校生へのアンケートなども実施し、波田町における児童館整備について、慎重に検討を重ねてまいりました。

検討においては、児童館のあり方や学童クラブ併設や施設位置について、活発な論議がなされ、波田町にふさわしい特徴ある施設整備を念頭に検討してまいりました。

児童館の目的である「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすること」と「放課後児童健全育成事業の充実」を達成し、乳児から高校生や障害児童まで、町内18歳未満の全児童が利用でき、使用される施設とするためには、今後、施設の運営面などについて、より慎重な研究・審議が必要と考えられますことを申し添え、以下、整備方針といたします。

### (1) 必要施設数について

波田町の地理的特性として、下の段、上の段と呼ばれるように河岸段丘があげられ、集落間の高低差は200mを超えております。

また、森口以東の小学生は電車通学をしていることも特徴のひとつで、三溝方面と同距離あたる上の段地区の児童は徒歩による通学となっております。

これらの地理的特性と通学手段の違い、子供たちの日常行動範囲から考察しますと、施設は、複数箇所整備する必要があると考えられます。

### (2) 施設位置について

波田町の住宅地は、国道158号線沿いに広がる東西約8kmの集落と県道塩尻鍋割穂高線沿いに広がる南北約4kmの集落から成り、近年は、下原方面に新たな集落形成が見られます。

町内14歳以下の児童分布状況を見ますと、小学校周辺に全体の約4分の1、下島以東に3割強、上の段に4割強となっております。

これらの児童分布状況と先の地理的特性等を考慮いたしますと、小学校付近、上の段方面、森口・三溝方面にそれぞれ整備する必要があると考えられます。

### (3) 施設整備の方法について

委員会では、必要施設数と施設位置の検討結果から、3箇所程度の施設整備が必要であると考え、そのうちの一施設については、学童クラブを併設した児童館とし、学童クラブ併設の場合には、小学校付近であることを条件に検討をしてまいりました。

検討してゆく過程のなかで、町より、次年度には、新規建設による施設整備を図りたいとする方針が示されましたので、まず最初に

建設する施設は、小学校の近くに学童クラブを併設した児童館といたしました。

残る施設については、既存施設の利用も視野に入れ、その利用状況を踏まえたうえでの整備検討が必要であるといいたしました。

#### (4) 施設規模について

新規建設施設は、前述のとおり学童クラブ室を備えた施設であります。

市町村が設置する児童館は、小型児童館もしくは児童センターが一般的であり、委員会では、波田町における新規建設児童館は、児童センターとして整備することが望ましいとして、松本市新村児童センターなどを参考に検討いたしました。

また、学童クラブ施設についてですが、学童クラブ保護者会選出委員ならびに保護者会役員と町担当課において協議いたしましたところ、学童クラブ登録児童が一堂に会することのできる70㎡以上の専用室が必要であると考えられます。

児童センターの場合、建物の広さは、原則として336.6㎡以上となっておりますが、今後の運営面や利用方法などを考慮のうえ、各室の確保、配置を検討し、これに学童クラブ室を加えた施設規模の設定をする必要があると考えられます。

### 3. おわりに

今年2月に発足し、計10回に及ぶ活発な議論を経て当検討委員会としては以上のような児童館整備方針としてまとめました。あくまでも子供中心で考えなければならないこと、また波田町の厳しい財政の中、建設される施設として活発な活用ができるような施設にしなければならないこと等を委員全員が念頭において真剣に議論してまいりました。

特に建設場所に関しましては、町の財政を考えた場合には理想だけで議論できない現実を痛感せざるを得ませんでした。しかし、限られた条件下とはいえ、波田町で初めての児童館であり、波田町に相応しく、多くの子供達が賑やかに遊ぶ児童館にしたいという想いは変わりありません。今後は建設地の決定、設備面・運営面の詳細検討に入られると思いますが、この児童館が「子供が輝ける場」となることを切望し、意見書といたします。

以上

## 新規建設児童館の検討事項

### 1．児童館について

委員会では、「児童館は、こうでなければならない」という結論付けはしておりませんが、委員からは、以下のような意見が出されました。

大きな児童館をひとつつくり、学校での学習を補うためのサタデースクールやお年寄りとの交流を目的としたイベントの企画など、様々な催しをしたらよいのではないか。

児童館内に役場の児童担当課を設置し、子どもに関する全ての情報発信の場であって欲しい。

児童館内にPTAの活動拠点としても利用できる部屋が欲しい。

親支援センターとしても利用したらどうか。

各地域に複数の児童館をつくり、施設同士で交流会をしてはどうか。など、波田町独自の特徴ある児童館づくりが望まれるところです。

### 2．学童クラブ併設について

児童館と学童保育の利用目的の違いから、両者を併設することについては、様々な論議がなされました。

しかし、基本は「子ども」であることから、委員会では、学童クラブ施設併設を前提に、協議・検討をしてまいりました。

検討結果を要約すると、以下のとおりです。

来年度の予想登録児童120名が、おやつや昼食をとることができ、併せて、ランドセルなどを入れておくロッカー、流し台、冷蔵庫、食器棚を置くことのできるスペースとして、70㎡以上の専用室が必要である。

登録児童数分の下足入れを確保する必要がある。

併設により学童保育サービスの低下を招かぬよう、指導員配置や運営面など、十分に協議・検討をする必要があり、特に、学童クラブ保護者会における併設に対する検討事項については、熟慮されたい。

### 3．建設場所について

施設位置は、子どもたちが安全に行け、安心して遊べる場所、小学校の近くであることが条件であります。

また、町より、施設用地の新規取得は、予定していない旨の説明を受けておりましたので、町有地での検討といたしました。

候補地には、中央保育園と総合体育館隣接地、中央運動広場の移転を見込みましてその跡地、現学童クラブ施設と地域休養センター隣接地の3箇所があげられ、中央運動広場もしくは、現学童クラブ施設隣接地のいずれかが適地ではないかいたしました。

しかし、各敷地の現在の利用実態や今後の見通し、町全体の土地利用計画や構想など、町からの説明を踏まえ考えますと、双方への建設は、

不可能であり、断念せざるを得ない状況であります。

残る候補地であります、中央保育園西側隣接地の現地確認をいたしましたところ、敷地の有効利用や安全対策に十分な配慮をすれば、建設可能な場所であることを確認いたしました。建設場所とするにあたり、中央保育園敷地の一部を利用した広い間口の確保、日照および外遊びスペースをより多く確保できるような施設配置、敷地北側の法面整備と安全対策、総合体育館西側通路の通行規制など、環境面や安全面のほか、総合体育館の裏側というイメージをさせない工夫が必要であるとの意見が出されております。

また、当該敷地は、現在駐車場として、役場ならびに中央保育園職員が使用しているとともに、小学校PTAや情報文化センターでの催しの際にも利用しているところであり、その代替えについても心配されることでもあります。

#### 4．施設規模について

町の児童数、特に小・中学校児童数から、かなりの施設規模が必要なのではないかという意見と小規模でも各地域に整備されたほうがよいのではという意見がありました。

本来は、「子どもたちでも安全に行くことができ、面倒を見てくれる大人がいる施設」が、各地域にあることが理想なのですが、人材確保の点や金銭的な問題などにより困難であることはいうまでもなく、また、どんなに大きな施設であっても有効に利用されないようでは、無意味となってしまいます。

町の財政事情、国庫補助事業の採択を受けて事業を進めたいとする町の意向、近隣公共施設も併せて開放可能であるとする町からの提案などを受けまして、先の学童クラブ専用室とは別に、児童センターとして定められる規模をもってまずは整備し、その利用実績などを踏まえたうえで、以降の整備を検討することが望ましいといたしました。

なお、敷地の有効利用の点から、建物を二階建てにすることについても検討いたしました。安全管理や施設の使いやすさの点からすると、平屋建てのほうがよいのではないかとということになりました。

また、各室の間取り、配置、規模については、町より提案されました平面図などを参考に、今後、より詳細な検討が望まれます。

## 検討事項

### 1. 現状の把握

#### (1) 現在児童数の把握と今後の推移予測

##### 年齢別児童数と分布状況

- ・ 9、20 区の児童割合が高く、若い世帯の転入が原因と考えられる
- ・ 児童の分布状況は町の東方面 1、2、3、19、22、24 区に 3 割弱程度、学校周辺部である 4、5、15、20、23 区に 25%程、上の段が 4 割強となっていることが解る
- ・ 児童数は昨年度と比べ保育園は増え、小中学校は減っている
- ・ 例年だと保育園 3 歳児数は 150 人程だがこのところ 140 人台となっている
- ・ 10 年後の町の人口は 16,000 人前後と考えられる、児童数はもうしばらくは大きく減ることも増えることもなくほぼ横ばいではないかと考えられる

##### 出生状況

- ・ ほぼ横ばいしないし今年度は昨年度より増す可能性がある
- ・ 町の全人口に対する出生割合は 1%未満で決して多い方ではない

##### 就学児童数と学童保育登録者数

- ・ 登録者数は年々増してきている
- ・ 学童保育登録者数の予測は？

現在保育園の延長保育登録者数は 80 名程度で 60～70 名が月の利用実績である、全園児数に対する割合にすると 15%程度で、現在の低学年学童保育登録者数の割合に近い事が解り、今後も現状程度で推移することが予想される

#### (2) 5 日制の導入により予想される問題点と

#### (3) 児童健全育成のために不足している、または、必要と考えられるもの

・ 小中学校のアンケートより週 5 日制についてどうするか決めてない家庭がほとんどの反面、不安をもつ保護者が半数以上であることがわかる

・ 過ごし方の保護者の回答としては「本人に任せる」「家族と一緒に」が多く、また一方で、「子供だけ」という回答が小中ともに 15%以上あり、保護者の不安と一致している

・ 過ごし方の子供たちの回答としては「家族」「兄弟」と「家で遊ぶ」や「家で趣味」がほとんどであるが、「ほとんど一人」という回答が小学校で 5%、中学校で 26%あり、不安や困ることの「一人になってしまう」小学校 5%、中学校 4%につながっている、また、子供たちは「家で自由に」過ごしたいという意向が強いことが解る

#### (4) 近隣市町村の現状（整備状況、運営方法、予算措置）

- ・ 平成 13 年 4 月現在で長野県内登録児童館数 161 箇所、松本地方事務

所管内では松本 24、塩尻市 3、山形村 1、坂井村 1 であり、2 月に新村に 1 館開館している

・運営方法は直営、社会福祉協議会への委託等自治体によりまちまちである

・建設費は国県から補助があるが、運営の補助はなく年間 2,000~2,500 万円程の経費が必要、ただし、学童保育を行う場合には放課後児童健全育成事業の補助がある

## 2. 児童館の役割と機能について

### (1) 施設の種類

・児童館は児童厚生施設で小型児童館、児童センター、大型児童センター、大型児童館(A・B・C 型)があり、市町村としての整備は小型児童館、児童センターが一般的

### (2) 役割と機能

・児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊にすること  
・小型児童館は、小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊にするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものであること

・児童センターは、小型児童館に掲げる機能に加えて、遊び(運動を主とする。)を通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有するものであること

## 3. 施設整備についての検討 意見書のとおり

### (1) 施設数

### (2) 施設の位置

### (3) 施設の規模

### (4) 整備方法(既存施設利用の是非等)

## 4. 住民意見、要望の反映について

### (1) 検討内容(委員会)を公開し参加者の意見、要望を聴取する

・施設数、施設位置、施設規模等の検討結果段階で一回、意見書を取りまとめる前に一回程度で委員会を公開して意見聴取をしたらどうかと提案するが、委員は各団体の代表なので、委員それぞれが団体の意見集約をすることとなる

### (2) 提案された意見、要望について検討をする

・小学校 P T A、学童クラブ保護者、梓川高校生へのアンケート実施

第一回～第十回 委員会記録並びに委員会資料